

令和3年(ワ)第378号 損害賠償請求事件(第1事件)

原 告 [REDACTED] 外

被 告 S社 外

令和4年(ワ)第354号 損害賠償請求事件(第2事件)

原 告 [REDACTED] 外

被 告 静岡県 外1名

準 備 書 面 (6) (責 任 論)

本書面は、被告熱海市および被告静岡県の規制権限不行使が違法となる時期について、頭書事件原告らの主張を補充するものである。

令和6年10月30日

第1事件原告[REDACTED]、第2事件原告[REDACTED]、第1事件原告[REDACTED]、第2事件原告[REDACTED]、第2事件原告[REDACTED]、第2事件原告[REDACTED]、第2事件原告[REDACTED]、第1事件・第2事件原告[REDACTED]、第1事件・第2事件原告[REDACTED]、第1事件・第2事件原告[REDACTED]

訴訟代理人弁護士 池田直樹

同 吉田理人

同 小島寛司

同 辻岡信也

同 杉田峻介

同 渡部貴志

同 中江友紀

訴訟複代理人弁護士 永田駿

第1 被告熱海市の責任

1 現状の主張

頭書事件原告らは、被告熱海市（静岡県土採取等規制条例（以下「県条例」という）上の規制権限の行使主体は熱海市長であるが、現実的には被告熱海市が組織的に対応すべきものであることから、被告熱海市を主体として表記して主張する。以下同じ）の規制権限の不行使時期として、下記の①及び②を主張したところである（原告ら準備書面（1）（責任論）・134頁以下）。

記

被告熱海市は、①2009年7月頃までに、被告S社に対し、県土砂条例に基づく届出を新たに出させ直し、または同条例5条に基づく計画の変更をさせるべきであった。また、万一、新たな届出の適切性が確認されるまでの間に被告新S社が土砂の搬入を行おうとする場合には、遅くとも同年7月末までの間に、同条例7条1項ないし2項に基づき、土砂の搬入を停止するよう命ずべきであったが、これをしなかった（以下、「被告熱海市の規制権限の不行使①」という）。

被告熱海市は、②2009年12月10日、被告S社から土の採取等変更届が提出された段階で、被告S社の予定土砂埋立量と計画されていた残土処分場の容量の食い違いや計画内容等について検討を行い、同条例5条に基づき、計画の変更を勧告し、同条例6条に基づき災害を防止するための必要な措置を命じ、これに被告S社が従わない場合には同条例7条1項に基づき、土砂の搬入を停止するよう命ずると共に、災害の発生を防止するために、土砂の撤去、原状回復等を命じる同条例6条に基づく措置命令を発出すべきであったが、これをしなかった（以下、「被告熱海市の規制権限の不行使②」という）。

2 追加の主張

頭書事件原告らは、令和6年8月30日付け被告熱海市の準備書面（3）の内容等も踏まえ、以下の通り、規制権限不行使時期の主張を補充する。

具体的に原告らが主張を補充する時期は下記の通りである。

記

(1) 被告熱海市は、③2011年7月頃までに、被告S社に対し、県土砂条例に基づく届出を新たに出させ直し、または同条例5条に基づき、土砂の全部又は一部を撤去し、土砂の崩壊、流出等による災害を防止するための必要な措置をとるよう計画の変更をさせるべきであった。

更に、既に搬入された土砂については、同条例6条に基づき、その撤去を命じ、又は土砂の崩壊、流出等による災害を防止するための必要な措置をとるよう命ずるべきであり、これに被告S社が従わない場合には、土砂の撤去や防災措置の実施等の行政代執行を行うべきであった。

また、土砂の崩壊、流出等による災害を防止するための計画の変更がなされるまでの間は、同条例7条1項ないし2項に基づき、土砂の搬入を停止するよう命すべきであった。

しかし、被告熱海市はこれらのいずれの措置もとらなかった（以下、「被告熱海市の規制権限の不行使③」という）。

(2) 被告熱海市は、④どれだけ遅くとも2019年12月頃までに、被告S社に対し、県土砂条例6条に基づき、既に搬入された土砂について、その全部又は一部の撤去を命じ、又は土砂の崩壊、流出等による災害を防止するための必要な措置をとるよう命ずるべきであり、これに被告S社が従わない場合には、土砂の撤去や防災措置の実施等の行政代執行を行うべきであったが、これをしなかった（以下、「被告熱海市の規制権限の不行使④」という）。

3 追加主張にかかる根拠事実の主張

上記2記載の原告らの追加主張にかかる根拠事実は、原告ら準備書面（1）第1・5以下及び同書面の別紙・時系列表において既に述べたものが中心であるが、以下同記載のうち重要な事実を抜粋しつつ、事実経過を補充する。

(1) 2011年6月頃までの事実経過

被告熱海市の規制権限の不行使②の時期である2009年12月10日時点で、

被告熱海市は、それまでの土砂搬入量や今後搬入が予定される土砂の量、変更届出にかかる土堰堤により土砂崩落の危険を防止できるか、変更届の設計根拠・計算根拠等を十分検証せずに受理し、その後、漫然と大量の土砂の搬入を許すこととなった。

なお、被告熱海市は、規制権限の不行使②の時期において、同時点での赤井谷への土砂搬入量は「多く見積もって約6000m³」であるとして、この点を繰り返し強調する（被告熱海市準備書面（3）・18～21頁）。同時点での赤井谷への土砂搬入量は約6000m³を超えていたと考えられるし、仮に同時点での赤井谷への土砂搬入量が約6000m³に過ぎなかつたとしても、下流の砂防ダムの計画貯砂量が3980m³であったこと、それ以降も大量の土砂が搬入される蓋然性があつたこと等からすれば、同時点で被告熱海市は、下流住民の生命・身体の危険について予見ができたし、すべきであったというべきである。この点については、次回期日までにあらためて主張する。

原告ら準備書面（1）第1・5（7）（66頁）以下で述べた通り、2009年12月以降、C（本名S。U社の営業（甲B8-70参照）。以下「C」という。）による防災工事が行われた（甲B8-91）。しかし、同工事は極めて簡易な防災工事である上、当初の予定からも遅延し続け、工事中もダンプによる土砂の搬入は続いた（甲B8-93等）。

2010年3月23日には、防災工事が遅れているとして、工期を同年7月8日までとする変更届出（第2回）がなされた（甲B8-94、己1・9頁、己44・資料4）。

このように、C（U社）による防災工事は遅れ、概ねの作業は2010年6月頃に終わったが、工期限までに完了届は提出されなかつた（己1・10頁、甲B8-95、96、97）。当該防災工事も、水路は、赤井谷へ流入することが想定される水の量からすれば極めて不十分なものであり、到底土砂崩落を防止するのに十分なものとはいえなかつた。

なお、Cは6月11日の段階で、被告熱海市に対し、「Aはかなり資金繰りに苦しんでおりこの現場に引き続き残土を搬入させる可能性があるので、注意された

い」と伝えていた（甲B8-96）。

Cは、2010年6月末までに搬入された残土の量を2～3万m³と述べている（甲B8-107・事実申立書）。災害原因となった赤井谷の崩落土砂量が5.5万m³とされているから、Cの供述を前提にしても、少なくとも単純な土砂量の比較で半分近い土砂がこの頃までに搬入されたことになる。更に、実際にはそれを相当上回る量の土砂がこのころまでに赤井谷に投棄されたものと思われる。たとえば2010年6月4日の現場写真によれば、すでにこの時点で最下段の石積みから数えて最上部の通路まで、土砂が積まれており、ほぼ9段45mの残土の山が形成されていた（ただし、整段はされていないため段差は明確ではない）。他方、2009年12月10日の変更届では、沈砂池をはさんだ2つの土堰堤から15m上がった3段目（DL380）の天端は40.999mも続く形状であった（己31、7枚目の断面図）。したがって、当時の防災工事の現状も、残土の積み方も計画変更図とは全く異なったものであり、土砂がさらに大量に追加的に投棄されたことは明白であった。

その後、2010年7月1日以降は、被告T社（N氏）による残土処分が行われることになった（甲B8-98以下）。

同月8日には、変更届出（第2回）に基づく工事期間が終了し、同月9日には被告熱海市も残土処分を認めない旨T社に伝えている（甲B8-102）。しかし、T社は産業廃棄物や木屑が混入し、かつ締固めがない大量の土砂の処分を続けた。

遅くとも同年8月30日には、盛土は届出がされた3段15mの高さ（己31、土堰堤、盛土計画断面図）を大きく超え、土堰堤から8～9段・40～45mの高さに至るまで積み上げられた（己1・11頁、己35・1頁、甲B11・11頁写真6（1））。

更に被告T社は、9月以降も同様の土砂の処分を続けた。

2010年9月2日の県の廃棄物リサイクル課の事情聴取（甲B8-107）によれば、木くずの入ったトラックが2日間で約40台やってきて、伊豆山造成地のD工区に入らなくなった残土と木くずを混ぜて、残土処分場に入れたとされ

ている。なお、8月27日には土砂の崩落もあった（甲B8-108に現場写真多数あり）。

このような状況において、被告県の廃棄物行政や被告熱海市から調査や指導が行われた（甲B3、己44等）。

2010年9月17日の被告熱海市から被告S社への要請文書には「この土採取箇所は逢初川の上流にあたり、土砂崩壊が発生すると逢初川水域の住民の生命と財産に危険を及ぼす可能性があるので、土砂の搬入をしないよう要請します。また、完了届を提出して検査を受けるよう要望します」と記載されている（己44・1頁、同資料—5）。同年10月8日の被告熱海市から被告S社への土砂搬入の中止要請文書にも同様の記載がある（己44・資料—6）。

しかし、こういった要請にもかかわらず、以降も土砂の搬入は続けられた（甲B3、甲B8-115-2・3、141、146、147、己43、己44）。

例えば、2011年3月28日には赤井谷に10台程度搬入が確認されている（己49、甲B8-168）。また、4月11日に木くず混じりの残土があり、5月9日の立ち入り時には赤井谷に2日間かけて残土の移動を行ったことが確認されている（甲B8-175）。

こういった経緯から、同年4月27日、被告熱海市はようやく被告S社とCに対する土採取等条例に基づく文書報告の徵収手続きを行った（己52）。なお、同報告徵収の依頼文書には、「…土の採取等については、変更届にある期日を大幅に超えており、現状についても届出による工法はとられておらず、付帯条件に記した災害防止措置もされておりません。」と記載されている（己52）。

しかし、これに対しても報告書が提出されないなど誠実な対応は得られなかつた（己53・54）。

同年5月19日付の被告熱海市・建設課による経過報告には「盛り土した法面が崩れ始めている。」と記載があり、届出区域外についても「侵入道路より山側に盛り土あり。」と記載されている（己53・6頁目）。

そこで、6月2日、被告熱海市は、県とともに県条例6条による措置命令（①技術基準に適合する防災措置等、安全対策についての実施計画書の提出、②当該

計画書に記載される安全対策等の実施)、同7条に基づく停止の命令(①土砂の搬入中止、②土砂の盛土中止)を検討した(己54・55)。なお、弁明の機会の付与通知は6月中旬、提出期限が同月下旬、弁明書提出がない場合は7月中旬に措置命令を発出することが予定されていた(己54・55)。

しかし、被告熱海市は被告S社が沈砂池対策等を行うことを確認した(己62)として、7月12日、土の採取等の変更届(第3回)(己63)を提出させて任意に対策工事をさせることで行政処分を行わなかった(己57、己61)。

なお、6月24日付の被告熱海市による通知文(配達証明付郵便にて発送)には「現在の状況が続くと土砂崩壊が発生し、逢初川下流水域の住民に危険を及ぼす可能性もあります」と記載されていた(己57)。

ここでも、現場の土木専門業者や学者等による推定土砂量の計測、地形、CDE工区など周辺開発地を含めた水の流れなどから現場の危険性を調査するといった選択肢は全く考慮されず、業者が対応可能な対策を取らせることに帰着した。

その結果、実際にT社が行った斜面整地、水路拡張、調整池の設置等の防災対策は、もともと「C氏の行った後始末はしない」と明言する程度および範囲の工事であり、2011年9月には七尾本宮線終点付近が崩落したのを契機に10月には重機を引き上げて工事は中断した。現場では堰堤の崩落などが続いていた(己64、69、70、甲B8-195、196)。

このようにして、2012年頃までには、土砂崩落直前の状況と近い状態にまで土砂の埋立がされ、標高405m付近まで盛土がされた状態となった(甲B10、3-29頁)。

そして、2011年7月頃までには全国的にみても山林等への不適切な建設発生土の埋立てによる崩落案件は更に増え(原告ら準備書面(1)・77頁、甲イB8・16頁、資料一d)、温暖化により大雨の年間発生回数が増加する傾向は一層明確となり(甲イB9)、豪雨・土石流災害の発生と死者数も増加する状況にあった(甲イB10)。

以上を踏まえれば、2011年7月頃には、2010年7月8日の変更届出(第

2回)に基づく工事期間満了日から既に1年以上が経過しており、かつ届出がされた高さを大幅に超える土砂が埋め立てられ、更には被告熱海市の中止要請にもかかわらず大量の土砂が搬入され、それにより逢初川下流域の住民の生命と財産に危険を及ぼす可能性を被告熱海市は認識し、又は認識したるものといえる。

また、それまでの経過から、応急的な安全対策(已62の沈砂池や排水対策や法面対策などがそれにあたる)についての行政指導を繰り返しても、実効的な安全対策が取られることが期待できないことも被告熱海市は認識した。

従って、被告熱海市は、2011年7月頃までに、被告S社に対し、現場に投棄された土砂についての平面図や断面図などをつけて投棄されている土砂の総量を把握するように指導し、それがなされなければ自らの調査により土砂投棄面積と総量を推定し、赤井谷および逢初川流域の安全確保の見地から防災土木工学の専門家の助言を得て、県土砂条例に基づく届出を新たに出させ直し、または同条例5条に基づき、土砂の全部又は一部を撤去し、土砂の崩壊、流出等による災害を防止するための必要な抜本的な安全措置をとるよう計画の変更をさせるべきであった。

更に、既に搬入された土砂については、同条例6条に基づき、その撤去を命じ、又は土砂の崩壊、流出等による災害を防止するための必要な措置をとるよう命ずるべきであり、これに被告S社が従わない場合には、土砂の撤去や防災措置の実施等の行政代執行を行うべきであった。

また、土砂の崩壊、流出等による災害を防止するための計画の変更がなされるまでの間は、同条例7条1項ないし2項に基づき、土砂の搬入を停止するよう命ずべきであった。

しかし、被告熱海市はこれらのいずれの措置もとらなかつた(「被告熱海市の規制権限の不行使③」)。

同不行使③は、適時・適切に行うべき規制権限の行使を怠ったものとして違法とされるべきである。

(2) 2019年12月頃までの事実経過

上記(1)の通り、被告熱海市が2011年7月に措置命令等の実施を見送って以降も、現場では堰堤の崩落などが続いていた（己64、70、甲B8-195、196等）。

その後、2012年1月末までに、現場入り口道路に門扉（バリケード替わり）を設置する工事が完了して現場が形式上は閉鎖された（己74）。

被告熱海市は、被告S社では既存残土の安全対策について対応ができないと考え、専ら土地所有者である被告Mとの協議に中心的に注力する状況となっていました。しかし、被告Mは直ちに県条例上の義務主体とならないため、あくまで協議が中心となり、被告熱海市自身も工事の必要性に対する危機感を次第に失い、対策がなされないまま放置されることとなつた（己79）。

その後、被告県東部健康福祉センターを中心に廃棄物の不法投棄のパトロールなどが適宜行われたものの、市の定期的な見回りもなく、問題は忘却されていった。

しかし、その間にも、2012年12月には、盛り土の北側（左岸側）に雨裂が生じていたことがわかっている（甲B10、3-31頁以下）。



(甲B10、3-32頁)

また、2017年8月9日の航空写真からは、前日2日間（7日～8日）には累計19mm（網代観測所）の降雨があったことから、盛り土小段上の湿りや左岸部の小崩落が観察されている（甲B10、3-31頁以下）。



(甲B10、3-32頁)

更に、2019年12月11日の航空写真には、盛り土小段5か所の小崩落のほか、盛り土小段上の湿りが観察された（甲B10、3-31～33、甲B12）



(甲B10、3-33頁)

このようにして2019年12月頃までに、何度も雨裂の発生や盛土の小崩落、盛土小段上の湿りなどが生じており、赤井谷内に盛土された土砂が崩落する可能性は高まっていた。

そして、全国的にみても山林等への不適切な建設発生土の埋立てによる崩落案件は更に増え（原告ら準備書面（1）・77頁、甲イB8・16頁、資料—d）、温暖化により大雨の年間発生回数が増加する傾向は一層明確となり（甲イB9）、豪雨・土石流災害の発生と死者数も増加した（甲イB10）。

以上を踏まえれば、どれだけ遅くとも2019年12月には、逢初川下流域の住民の生命と財産に危険を及ぼす可能性を被告熱海市は認識していたものといえる。

従って、被告熱海市は、2019年12月頃までに、被告S社に対し、県土砂

条例6条に基づき、既に搬入された土砂について、その全部又は一部の撤去を命じ、又は土砂の崩壊、流出等による災害を防止するための必要な措置をとるよう命ずるべきであり、これに被告S社が従わない場合には、土砂の撤去や防災措置の実施等の行政代執行を行うべきであった。

しかし、被告熱海市はこれらのいずれの措置もとらなかつた（「被告熱海市の規制権限の不行使④」）。

同不行使④は、適時・適切に行うべき規制権限の行使を怠ったものとして違法とされるべきである。

第2 被告静岡県の責任

1 現状の主張

被告静岡県は、遅くとも土の採取等変更届が提出された2009年12月10日時点において、赤井谷1076-3、1076-8において一体として1haを超えた開発を認定したから、被告静岡県は森林法を適用すべき義務を負っていた（森林法上の規制権限の行使主体は静岡県知事であるが、現実的には被告静岡県が組織的に対応すべきものであることから、被告静岡県を主体として表記して主張する。以下同じ）。被告静岡県は、森林法10条の3の監督処分の一環として、速やかに新規の土砂や廃棄物の赤井谷1076-3、1076-8へのそれ以上の土砂の搬入の停止を命じ、当時の埋立量に応じた安全な是正計画を森林法の基準を適用して命じるべきであった（以下、「被告静岡県の規制権限の不行使①」という）。

そして、遅くとも同12月10日の時点において森林法を適用して停止命令およびそれに引き続いて回復のための復旧命令を出していれば、土砂の搬入を直ちに停止させることができ、仮に合理的期間内に復旧命令が履行されなければ、客観的調査と安全対策計画が策定されて、行政代執行等による対策が実施された可能性が極めて高かった。

2 被告県の責任に関する追加主張

具体的に原告らが主張を補充する時期は下記の通りである。

記

(1) 被告静岡県は、②2010年12月頃までに、被告S社に対し、森林法10条の3に基づき、赤井谷1076-3、1076-8における無許可での森林開発に対して、土砂の搬入や道路の設置や廃棄物の投棄やそれに伴う樹木の伐採などの開発行為の停止を命ずるとともに、既に行われていた土砂の全部又は一部を撤去し、土砂の崩壊、流出等による災害を防止するための必要な措置をとったうえで、植樹により森林の原状回復を命ずるべきであった。

しかし、被告静岡県はこれらのいずれの措置もとらなかった（以下、「被告静岡県の規制権限の不行使②」という）。

(2) 被告静岡県は、③どれだけ遅くとも2019年12月頃までに、被告S社に対し、森林法10条の3に基づき、既に搬入された土砂について、その全部又は一部の撤去を命じ、又は土砂の崩壊、流出等による災害を防止したうえで、森林を原状に回復するために必要な措置をとるよう命ずるべきであり、これに被告S社が従わない場合には、土砂の撤去や防災措置の実施等の行政代執行を行うべきであったが、これをしなかった（以下、「被告静岡県の規制権限の不行使③」という）。

3 追加主張にかかる根拠事実の主張

(1) 2010年12月頃までの事実経過

この間の事実経過については原告ら準備書面（1）第1・5以下及び同書面の別紙・時系列表、本書面第1の2(1)のとおりであるが、以下に被告県の責任との関係での事実を追加する。

被告静岡県はこの間、被告S社が行っている赤井谷1076-3、1076-8において行っている一連の林地開発（残土の処分、搬入道路や上部の廃棄物の投棄場所との間の道路づけ、廃棄物の投棄、それらに伴う樹木の伐採）の総面積が1haを超えるかどうかについて、一貫して「積極的に調査をしない」という方針であつ

た。

しかし、当初の計画面積が 9446 m²（己4届出書および平面図等）であった中で、現実に赤井谷1076-3, 1076-8で行われていた工事の実態は、上面道路付近に大量の土砂をダンプで運び込んで仮置きし、それを重機で谷に落としたうえでならず、というずさんな工事だった。そこには、計画図面にあわせた処分を行うための目印になる現地の杭や土砂の範囲を画する周辺堰堤やコンクリートなどの水路なども設置されていなかったから、施工面積はいわば現場の「勘」で行われているだけであり、もともと面積を遵守するインセンティブを欠く埋立現場において、施工面積を超える危険性が高いことは当初から容易に想定した。

したがって、2009年12月に変更計画が出された時点で、当時の埋立部分と埋立のために主に土砂の投棄斜面として使われた1076-8の斜面部分、さらには、1076-3の埋立が行われた谷の上部の道路付近でダンプの土砂の仮置き場となった部分やそこと上部の廃棄物処分場所とを結ぶ道路等を合わせれば、1haを超える開発面積になっていたことを明らかにすることことができた。

その後、2009年12月末から、Cを中心となって（ずさんな）防災工事が行われたものの、現実の工事は遅々として進まず、むしろその間も土砂が搬入され続けた。変更計画での赤井谷盛土面積が 9645.89 m²であったところ、本来の計画では、3段15mまでの埋立であったから、実際の埋立面積は 4776.10 m²と計算されていた（己44）。それを大幅に上回る9段45mの埋立が2010年1月から8月までの間に行われたから、平面的にもさらに拡張がされたものである。

さらに2010年10月13日の現地写真では、周回道路の頂点直上にある七尾調圧槽付近に大量の残土が積み上げられていることが確認されている（甲B10の3-22頁）。2010年12月6日の航空写真（甲イA6）によれば、調圧槽付近の盛土のほか、産廃の投棄場所、赤井谷と産廃の廃棄場所とをつなぐ道路、入り口道路付近の盛土など赤井谷1076-3、1076-8の1haを超える林地開発の実態が客観的に映し出されている（非開発地は薄く緑色をしている）。（以上について準備書面（1）126～130頁）。

平成22年（2010年）11月10日の「土砂の採取等届出書について（打合

せ)」(甲B 8-135の「土砂の採取等届出書の経緯」の2頁目)には、「6) 現場の状況(写真参照)②区域面積が1haより多くなっていると予想される」と記されている。なお、平成23年(2011年)5月19日の熱海市の「土の採取等計画届出書の経緯」に「②届出区域外・進入道路より山側に盛土あり。」との記載もある(己53の1頁)が、これは2010年12月当時にも存在していたものと思われる。

このように開発区域が1haを超えていることは、時間が経過すればするほど、より明らかになっていたし、ことに2010年11月10日の合同会議では、県はあくまで現状で1haを超えることを認めていないが、森林法の適用について森林事務所が持ち帰り検討するとされている(甲B 8-136、1ページ目の手書きメモの3)。

この点、被告静岡県では、当時の土砂廃棄の主体が被告S社とは異なる主体である被告T社であることから、所有者が同一の土地で複数の事業者が行為を行う場合の一体性の判断を論点にあげている。

しかし、被告T社はもともと被告S社の本件残土処分場における施工の下請け会社であって、現場責任者として届出されていた(己4)。仮に「S社Bの不払いの分の資金をS社Bの所有地への残土処分を行うことで回収する」のだとしても、それは被告S社との明示または默示の合意の下で行われていることは明らかである。つまり、法的にみて被告T社の処分は被告S社が行わせている行為であり、一体性を認めることができる。

このように、被告静岡県は、当時、森林法の検討を行ってはいるが、本気で適用を検討するのであれば、当時の改変面積を調査すればよかつたはずであるし、法解釈についても適用へ前向きの解釈は容易であったから、結局は、県の関与を避けようとする姿勢によってこのときも森林法の適用を見送ったのである。

しかし、このときに現地調査を行い、残土処分場、その上部の残土置き場、産廃の不法投棄現場ならびにそこにつながるダンプ用の道路の面積を合計すれば容易に1haを超えた無許可森林開発が認定でき、森林法10条の3に基づく土砂搬入の停止と、既に搬入された土砂に対する土木工学的に必要な安全措置(土砂の一部ない

しは全部の撤去を含む) の履行と植林などの原状回復措置を命ずることができた。

従って、被告静岡県は、具体的には上述 2(1)の措置をとるべきであったが、いずれの措置もとらなかった (被告静岡県の規制権限の不行使②) のであって、このような被告静岡県の不作為は違法であり、国家賠償法 1 条に基づき原告らに対して賠償義務を負う。

(2) 2019年12月頃までの事実経過

この経過については第 1 の 2(2)のとおりであるが、被告静岡県は、特に東部森林事務所による現地付近の巡回を行っていたのであるから、森林の違法開発に伴う災害の発生の可能性の高い箇所として、赤井谷 1076-3 付近を注意して定期的に巡回すべき監督義務を負っていた。そしてその義務を履行していれば、上記で指摘したような現場の危険性の高まり、土木工学的な抜本的対策の必要性を容易に認識することができた。

そうだとすれば、被告静岡県としてどれほど遅くとも 2019 年 12 月ころまでには、被告 S 社に対し、森林法 10 条の 3 に基づき、既に搬入された土砂について、その全部又は一部の撤去を命じ、又は土砂の崩壊、流出等による災害を防止した上で、森林を原状に回復するために必要な措置をとるよう命ずるべきであった (被告静岡県の規制権限の不行使③)。

このような被告静岡県の不作為は違法であり、国家賠償法 1 条に基づき原告らに対して賠償義務を負う。

以上